

## 「みやこのじょうすくすくPay」制度概要

### 1 みやこのじょうすくすくPayの事業概要

事業名	みやこのじょうすくすくPay事業	
目的	妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るとともに、地元商店や飲食店等の支援	
対象者	妊娠届出をした妊婦及び出生した児を養育する者	
通称	すくすくPay (region PAYを活用し、有効期限内に参加店舗でのみ使えるクーポン)	
利用者数	年間約2400人(1人あたり50,000円相当ポイント)	
給付方法等	妊娠届出後、面談を受けた妊婦、及び3か月児健康相談時に面談を受けた児の養育者へクーポン用紙を交付。	
利用方法	<p>▼以下の2通りの利用方法があります。</p> <p>① 二次元コードが記載されたクーポン用紙を紙のまま利用する。</p> <p>② スマートフォンアプリである「region PAY」(<a href="https://region-pay.com/">https://region-pay.com/</a>)にて、二次元コードを読み取り、アプリ内にすくすくPayの残額をチャージし利用する。</p>	
利用期間	市がクーポン用紙を交付した日から24週までの間 (人によりクーポン交付日が違うことに留意)	
参加店舗要件	<p>○インターネットに接続されたパソコンもしくはスマートフォンの端末の準備ができること。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、子育てに資する商品またはサービスを提供する店舗であることが必要です。</p> <p>① 出産・子育て世帯に必要な育児関連用品(衛生用品・安全対策用品・衣料・食料品等)や家事負担軽減用品(家電製品等)を提供している。</p> <p>② 出産・子育て世帯に必要なサービス(産後ケア、レスパイト、リフレッシュ、宅配食サービス、家事支援等)を提供している。</p> <p>③ 妊産婦・乳児健診等の通院時に必要なサービス・商品(タクシー、ガソリン等)を提供している。</p> <p>④ 家族連れ(赤ちゃん連れ)で利用できる飲食店である。</p>	
換金	○ポイント取引金額は、参加店が指定した振込口座に以下のとおり振り込みますので、毎月の手続きは不要です。	
	取扱期間	振込日
	毎月1日～15日	当該月の末日(末日が祝休日の場合は前営業日)
	16日～末日分	翌月の15日(15日が祝休日の場合は前営業日)
	○取扱期間や換金方法などについて、他の商品券と混同しないよう、ご注意ください。	
	○取引履歴及び売上金額の確認は、システムの管理画面内で確認できます。	
実施期間	この事業は、国の出産・子育て応援給付金として実施します。そのため、事業の終期については未定です。令和6年度は1年を通じて実施します。	

## 2 すくすく P a y の利用可能店舗

すくすく P a y を利用できる店舗（以下「参加店舗」という。）の登録資格は子育て支援に資する商品又はサービスを提供し、市内に店舗を有する者であって、かつインターネットに接続されたパソコン若しくはスマートフォン端末等の準備ができるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続き又は再生手続きを行っている者
- (2) 法人にあつては役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であつて、これらと同等以上の支配力を有するもの）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者が、法人でない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者が、個人事業者にあつては当該個人が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であるもの
- (3) 個人事業者にあつては当該個人が、個人事業者以外のものにあつては当該団体の代表者が、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者であるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの

## 3 すくすく P a y の利用制限（共通事項）

下記に定める事項については、すくすく P a y の利用はできません。なお、下記事項に当たらない商品・サービスと併せて利用することもできません。

- (1) 現金との換金又は金融機関への預入
- (2) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払
- (3) ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、テレフォンカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他の換金性の高いものの購入
- (4) I C カード等のいわゆる電子マネーへの入金
- (5) 株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入
- (6) 酒、たばこ等の未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
- (7) 次に掲げる加盟店舗の収入にならないものに対する支払
  - ア 振込用紙での支払
  - イ インターネット、通信販売等での買物に対する支払
- (8) ボートレース、パチンコ等の遊興娯楽費の支払
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業において提供される役務に対する支払
- (10) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払
- (11) 国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (12) 生命保険料、損害保険料等の保険料の支払
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市が指定するもの

#### 4 参加店舗申請

- (1) 申請期間 令和6年2月1日 から随時受付  
※1回目の申請期限 令和6年2月22日(木)  
この期間に登録された店舗は、令和6年4月1日の事業開始日からシステムに反映されます。
- (2) 申請方法 「みやこのじょうすくすく Pay 事業参加店舗認定申請書及び誓約書兼同意書(様式第1号)」「みやこのじょうすくすく Pay ポイントの利用に係る請求」事務について(様式第6号)に必要事項を記入し申請する。
- (3) 申請先 都城商工会議所 及び 各商工会(荘内/中郷/山之口/高城/山田/高崎)  
※申請先は店舗所在地によって異なります。店舗所在地を管轄する商工会等に申請してください。
- (4) 参加登録店舗証明書 登録された事業所へ「みやこのじょうすくすく Pay参加店舗者登録(非登録)通知書(様式第2号)」を発行します。ポスター等と一緒に郵送するため、翌月の発行になる場合があります。

#### 【(参考) すくすく P a y の流れ】

